

## 第95回 防災カフェを開催しました。



# 能登半島地震から読み解く災害時の備え と損害保険について

～滋賀県の特徴と自然災害について～

日時：2025年1月24日（金）18時30分～20時

ゲスト：アールエージェンシー株式会社 代表取締役社長 中村 隆宏 さん

ファシリテーター：三井住友海上火災保険株式会社 滋賀支店 大津支社

岡田 茉奈耶 さん

能登半島地震発災から1年が経過しました。災害の考察から何を備えるのか、なぜ備える必要（自助を高める必要）があるのかをご紹介いただくとともに、災害が発生する前の備え、災害時の行動、災害後の復旧について損害保険の観点からお話いただきました。

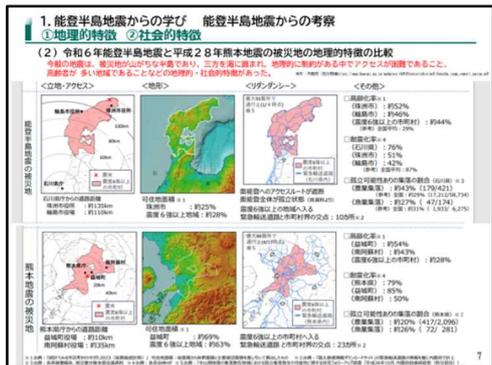
### 能登半島地震からの学び

**岡田さん：**昨年1月1日に発生した能登半島地震はお正月の団らんを襲ったマグニチュード7.6の規模でした。内陸型で発生した地震の中では最大規模で、2016年の熊本地震はマグニチュード7.3、発生から30年経った阪神淡路大震災は7.3でした。1月1日に起きた地震を能登半島地震だと思われがちですが、内閣府防災は令和2年12月から能登半島で続いている群発地震、これらを総称して能登半島地震と言っています。先日も福島県で地震が発生したり、宮崎県でマグニチュード6.6の地震が発生したり、昨年は南海トラフ地震臨時情報が発表されました。大規模な地震がいつ起きてもおかしくないという状況にあると思います。

能登半島地震の人的被害は最新の情報では死者は489名、うち災害関連死が261名となっています。阪神淡路大震災は、死者数が6434名で、東日本大震災は1万9,702名でした。熊本地震では277名のうち災害関連死が222名でした。能登半島は三方に海があるため、支援などは南かの一方向のみとなりました。この地形の特徴が水道などのライフラインの復旧の遅れの原因と言われています。

能登半島地震と熊本地震を比較しますとマグニチュード自体はそれほど大差ないのですが、熊本地震の方が復旧は早かったと言われていています。震源の位置も影響していたと言われていています。能登半島地震の震源は金沢市からかなり離れていましたが、熊本地震の震源は県庁の近くでした。また

震度6以上を観測した市町村の高齢化率は能登半島地震では44%に対して、熊本地震は28%でした。



同じく震度6以上を観測した地域の建物の耐震化率は、熊本地震では最低でも50%以上でしたが、能登半島地震では4割程度でした。

次に避難所の避難者数の推移ですが、一次避難所は命を守ることが第一の目的となっています。大きな体育館の中に布団が敷き詰められているという光景をニュースなどで見られていると思います。避難生活が長期化をすると、災害関連

死、災害の影響で亡くなってしまふということが起きてしまいます。二次避難所をできるだけ早く用意することで防ぐことができます。能登半島地震では素早く対応されたと言われていますが、ライフラインの復旧が遅れているため、避難者数がなかなか減少しない状況があります。

避難者数は、地震直後は熊本地震では最大18万人に対して、能登半島地震では3万人と熊本地震の方が多かったのですが、3ヶ月後になると熊本では4,500人に対して、能登半島では7,800人となっています。ライフラインの復旧が遅れているため、避難者数の減少が進まなかったことがわかります。断水戸数は、熊本地震では最大44万戸で、能登半島地震では11万戸とこちらも圧倒的に熊本の方が多かったのですが、3ヶ月後になると熊本が2戸に対して能登半島が6,600戸という差がありました。水道本管の復旧の遅れが原因と言われております。水道管の耐震適合率は熊本市が79.6%に対して、輪島市は19.1%と水道管の耐震化に大きな差がありました。

### 滋賀県の自然災害

**中村さん:** 滋賀県の面積の約6分の1を琵琶湖が占めています。滋賀県の大部分の河川は琵琶湖に流入していますので、集中豪雨の発生や長雨が続いた場合には、琵琶湖周辺の地帯は浸水に注意が必要です。滋賀県は天井川や尻無川が多く、普通の河川と比べて、大雨のときには水位が急上昇して水害が起きやすい特徴があります。川が付近にある方は大雨が予想されるときには早めの対策をとってください。また、台風が滋賀県の東側を北東へ進むときには、豪雨による大きな被害への注意が必要で、台風が滋賀県の西側を北東に進むときには、暴風による被害に注意が必要となります。滋賀県は多くの死者が出るような災害は近年発生していませんが、いつどこで何が起きてもおかしくはないので、平時のときに十分な対策をとっておいてください。滋賀県の防災情報マップでも200年に一度のレベルの大雨が発生した場合は、琵琶湖の東側が浸水想定範囲に入っています。お住まいの地域で大雨が発生した場合、どれほどの被害になるかも知っておくことが必要です。

また、滋賀県には五つの活断層があり、大きな地震を発生させる可能性があります。特に湖西地域の琵琶湖西岸断層帯や湖北地域の柳ヶ瀬・関ヶ原断層は注意が必要です。南海トラフ地震についても滋賀県でも十分な対策が必要です。もし発生するとマグニチュード9.0の被害規模があると言

われています。滋賀県は内陸部に位置しているため、津波の影響は少ないものの、震度6弱から震度7程度の揺れが予想されていますので、建物の倒壊や交通インフラの寸断などの大きな混乱が発生することが予想されています。停電や断水も想定されるため、大規模な地震が発生しても、ある程度自分自身で生活できるように食料や水の備蓄品を備えておくことが必要です。最低でも3日分の用意が目安と言われています。災害が発生しても路頭に迷わないように備えていただければと思います。

**岡田さん**：祖父母の世代は滋賀県では災害は起きないという話をよくするのですが、どこで何が起きるかわからない状況ですので、滋賀県の特徴と災害についてしっかりと認識して、正しい対策をとることが必要だと思います。滋賀県防災危機管理局から災害時の情報収集について説明をしていただきます。自分の命は自分自身で守る自助、被災者同士で助け合う共助、行政の支援を受ける公助、この防災の三助が重要だと言われております。防災危機管理局からお話いただく内容は公助の部分にあたると思います。

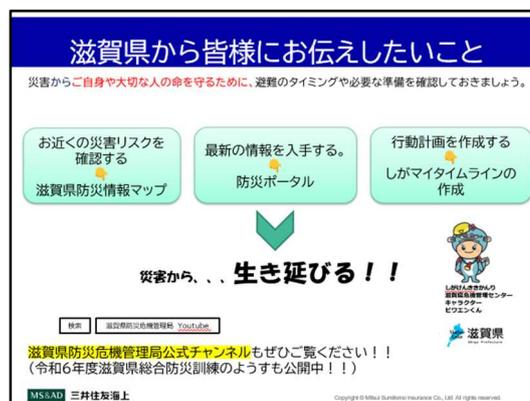
### 滋賀県での災害時の情報収集

**防災危機管理局**：お住まいのお近くの災害リスクを確認したい場合は、**滋賀県防災情報マップ**をご利用いただけます。風水害や地震に関してお住まいの地域がどれくらい揺れるのか、どれくらい浸水するのかということが一目でわかります。また災害情報や交通インフラの最新の

情報などを確認したい場合には**滋賀県防災ポータル**をご利用いただけます。災害発生時の避難情報や避難所の開設情報が確認できます。また台風情報や気象情報で市町が発令する避難指示も一目で確認できます。**しがマイタイムライン**で避難行動計画を作成することができます。マイタイムラインとは災害発生時に逃げ遅れないように、避難のタイミングや必要な準備を事前に計画しておくものです。しがタイムラインを作成することで、お住まいの地域の災害リスクを知り、備えとして何が必要なのかということをご自身で考えていただくきっかけになると考えています。小学校4年生からの作成ができるようになっていきますので、大人の方だけではなく、お子さんと一緒に活用していただけます。また**滋賀県防災危機管理局公式チャンネル**ではYouTubeのアカウントを作成しております。令和6年10月20日に滋賀県の湖東地域の彦根市をはじめとした市町で滋賀県総合防災訓練を開催しましたが、そのときの様子をびわこ放送様に編集いただいて公開しております。

### 有事に役に立つ火災保険

**中村さん**：もし隣の家から火災が発生し、燃え移ってご自宅が燃えてしまったとします。多くの方



**火災保険の必要性**

火の用心はしっかりしているから、火事なんて起こさないよ。火災保険に加入してなくても、お隣が火災した場合は、弁償してもらえない。

火の用心は大切ですね。でも、もらい火による火災でもお隣へ損害賠償請求できないケースがあることをご存知ですか？

**失火法 ～「失火の責任に関する法律」の概要～**

日本では木造住宅が多く、一旦火災が発生した場合近隣の延焼が広範囲に及び、そのすべての損害賠償を失火者が負うのは苛酷であるとの理由から、失火法により火元の損害賠償責任は免除されています<sup>(注)</sup>。

つまり、**隣家からのもらい火や消火活動による被害に遭われた場合でも、火元に損害賠償を請求できないケースが多くあります。**

(注) 火災に被害者は木造住宅(ほとんど)に限定して適用が認められる場合中、失火事件(隣家)を原因とする火災などは免除されません。また、被害に遭った方もお隣さま自らがお火元となった場合、家主に対する損害賠償責任(債務不履行責任)は免除されないため、失火者は損害賠償責任を負います。

お隣のもらい火からの火災でも弁償してもらえないケースがあります。  
⇒**火災保険は加入する必要がある**

MSS&B 三井住友海上 Copyright © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved. 31

は火元のお家の方から賠償してもらえらると思われていますが、損害賠償を請求できないケースがあります。また燃え移らなかつたとしても、消火活動によってご自宅が水浸しになる可能性もあります。この場合でも賠償してもらえない可能性があります。なぜかと言いますと失火の法律、失火法に定められているからです。そのため自分の家を自分で守るために、火災保険に加入する必要があるということになります。

火災保険は、火災だけではなく様々なりスクに対応することができるようになってきています。台風による風災や大雪や雹（ひょう）が降ってきたという災害、泥棒が入ってきてガラスを割られた、盗難にあった、その他突発的な事故にも対応できるようになっています。ただし加入されている保険条件、保険内容、契約内容によっては補償されないケースもあります。また損害額 10 万円以上から補償されるといった一定自費が必要なケースもあります。火災保険は、数年に一度、保険会社が補償内容を改定しています。ご自宅の火災保険がどのような保障内容になっているのかを一度ご確認ください。長年補償内容を見直していない方は、補償内容を見直すべきだと思います。

火災保険での補償対象は、大きく分けると二つあります。建物自体と建物の中と敷地内にあるものです。建物の中にあるものや敷地内にあるものを保険では家財と言います。火災保険では、建物の補償と家財の補償の両方に加入されることをお勧めします。河川の氾濫によって、家が丸ごと流されてしまったときなどは家財の保険に入っていないと建物の中にある家財、敷地内にあるものは補償されないこととなります。また震度 6 の地震が発生した場合でも、耐震強度がしっかりしている家も多くなっていますので、建物が倒壊することは少なくなってきました。しかし震度 6 の地震が発生したら、家の中はぐちゃぐちゃになっているかもしれません。その場合に家財の保険に入っていないければ、損害は補償されないこととなります。家財と言えばテレビや冷蔵庫、クローゼットなど大きな家具を想像しがちですが、衣類や食器、貴金属や自転車なども保証の対象になります。補償対象となるものについては、各保険会社で規定が異なりますので、ご契約になられている保険会社に確認する必要があります。

**火災保険でできること**

**1 家財の損害を補償するのは、家財の火災保険です。**

建物の火災保険では、家具や家電製品、衣類等の**家財の損害は補償されません。**

家財を補償するためには、家財の火災保険をご契約いただく必要があります。

補償されるもの	建物	家財
○ 補償されます	○	○
× 補償されません	×	×

<家財の補償（含む地震保険）に加入していない場合>  
河川氾濫により、家が丸ごと流された！  
⇒**建物の中は一切補償されません。**  
震度 6 の地震により、家は大丈夫だったが家の中がぐちゃぐちゃ！  
⇒**建物の中は一切補償されません。**

MSS&B 三井住友海上 Copyright © Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

地震によって火災が発生して家が焼失した場合、地震によって家が倒壊した場合、地震による津波によって家が流出した場合などは地震保険に加入する必要があります。損害保険協会のホームページにも記載がありますが、地震による火災および倒壊は火災保険だけでは補償されません。地震に関するリスクに備えたい場合は、火災保険に地震保険をセットしてご加入いただければと思いま

す。地震保険は地震が発生してから保険に入ることを防ぐため、大規模地震災害が発生した場合には保険会社が引受を停止することがありますので、地震が発生する前の備えとして、加入を検討していただければと思います。

地震保険は、保険金のお支払いの際に、建物の損害の割合によって全損、大半損、小半損、一部

被害の程度	地震保険の保険金
全損	100% (地震保険の補償)
大半損	80%以上
小半損	60%以上80%未満
一部損	30%以上60%未満
その他	10%以上30%未満

**ポイント**

- 建物の損害割合の判定は「主要構造部の損害の額」で行います。したがって、主要構造部に損害がない場合（門・扉、窓ガラスにのみ損害があった等は、補償されません。
- 損害の程度が「一部損」に達しない場合は補償されません。

損と四つの区分に分けられています。この区分によって支払われる保険金も異なってくることとなります。一部損に満たない損害に関しては地震保険の補償対象とならない可能性があります。まとめると、まず火災保険を定期的に見直す。建物の火災保険だけでは家財は何も補償がされない。地震保険に加入しないと地震による損害は補償がされないということになります。

三井住友海上の全国のプロ代理店組織としてMS Aがあります。地域の皆様に対して防災意識の向上を目的に防災チェックシートを作成して、防災に関する情報提供、保険内容に関する情報提供を行っています。日頃は防災について考えることは少ないと思いますが、地域の皆様に防災に関してのアドバイスをすることで、大規模災害が発生した際にでも、お客様が路頭に迷わないような対策を平時から取っていただくようのご案内しています。また、三井住友海上と提携している代理店では防災グッズも販売しています。備蓄している食材の賞味期限が切れている、古くなって使えないといったことを防ぐための期限管理サービスが付いている防災グッズです。

災害時ナビという災害時に避難所までのガイドや災害に関する情報が入ってくるアプリもあります。災害時には正しい情報を収集して適切に避難するという臨機応変な対応が求められます。どなたでもダウンロードできるアプリです。災害に備えて食料の備蓄をする、災害が起こる前にできるだけ備えましょうという声掛けをすることで、防災に関する意識を高めていただくことも保険代理店の使命として活動をしていきたいと考えています。

### 三井住友海上の防災活動

**岡田さん**：当社では被災者生活再建支援サポートを約2年前からお客様にご提供しております。全国約214の自治体と協定を結び、保険金のお支払いと被災した場合の罹災証明の発行機能を掛け合わせたツールになっています。保険会社は大規模な水害が発生して火災保険の請求があった場合に、建物の損害調査を行い、調査の結果をもとに保険金をお支払いします。その際に当社で実施した損害の調査データをお客様のご了承を得た上で、自治体に提供することで、一度の調査で保険金の支払いと罹災証明を発行することができるようになります。

また水害が発生したときにチャットボットやAIドローンを活用して、スピーディーな保険金の支払いの実現に向けて取り組んでいます。チャットボットやAIドローンで得られた情報は被災者

生活支援サポートのデータ共有にも活用しています。大規模な災害が発生したときには、査定のために対面での調査を行うことがあります。被災現場は混乱していて十分な時間が取れないこともあります。このようなときチャットボットで当社から必要な書類をご連絡したり、お客様に災害の状況を写真に撮っていただいて、どれくらい浸水したかを判定して迅速な支払いにつなげていくことができます。またA Iドローンは令和2年7月の熊本県の豪雨で河川が氾濫したときに活用されました。広範囲の地域の写真を撮影して、A Iがどの程度浸水しているかを判断して、災害の規模や損害を一括して認定しました。チャットボットやA Iドローンを活用して、自治体の業務や被災者のお役に立てるようにしています。

様々な地域の防災イベントへの参加や、万が一のときに対して備えるなど自助や共助の力を高める取り組みも展開しています。保険の代理店さんとともに地域の防災イベントに出品して、地域のお子さんなどに当社の防災の取り組みを紹介したり、当社の保険代理店が講師となって、地域住民向けに防災や地震保険に関する講習会などを定期的の実施するなどしています。災害が起こった時、地域がどうなってしまうのか、災害があったときにしっかり保障される火災保険に入っているのだろうか。災害があったときに自宅のガレージに駐車している車が水没したらどうなるのだろうかというようなことを考えるなど、自分自身の防災意識を高めてもらうきっかけに思っています。

参加者からいくつか質問がありました。その一部を紹介します。

**問：**保険に携わる職業に就かれている立場として日常の防災取り組みで用意されていること、日々のお仕事の中で気をつけておられることがあれば教えてください。

**答：**お客様を訪問する度に、防災のことを考えたことありますか、食料の備蓄はされていますかなどとお尋ねしますが、何もされていない方が多いです。食料の備蓄、水を準備する、いつも飲んでいる薬はすぐに持ち出せるようにする、枕元にスリッパを置くなど、簡単なことで良いので、まずは一度やってみませんかとお伝えしています。家族で相談する、準備するなどということが、少しでも広がっていけばと思っています。

**問：**地震に関する事業計画を策定されているとお聞きしています。避難訓練などもされたと聞いていますが、どのようなことをされたのですか。

**答：**事務所のメンバーで緊急避難場所まで何分で行けるのか、実際に中学校の避難場所まで歩いたりしました。食料や水、その他必要なものの備蓄もしています。BCP（事業継続計画）を策定して、事業を継続できるように、災害が起こったときにどのように対応するか、災害が起こったときの安否確認などの訓練をやっていきます。BCP（事業継続計画）は、災害時に事業が中断してしまうリスクがありますので、どのように行動するか、より早く通常の状態に戻すにはどうするのかという計画のことです。

**問：**損害保険の保障ですが、災害の規模によって違いがあると思いますが、調査される場合の基準はどのようなものですか。

**答：**建物に対してどの程度の被害があったかによって、一部損、小半損、大半損、全損の四つの区分に分けられ、その調査結果で保険金額が支払われることとなります。時価額（建物の価値）となります。この判断基準は、どの保険会社でもだいたい同じではないかと思えます。例えば地震が発生したとき、建物の壁に少しひびが入ったりすることがあると思えます。ひびが入った程度であれば、ほぼ一部損に該当することとなります。そうなった場合は保険金額のだいたい5%の受け取りとなります。家財保険の場合でも同じ考え方となります。建物は耐震強化が進んでいるので、全損や大半損になる場合というのはよほど大きな規模の地震がない限り少ないのではないかと思えます。建物は大丈夫でも中身がぐちゃぐちゃになってしまうことがあると思えますので、地震保険と家財保険をセットにすることをおすすめしています。

中村さん、岡田さん、参加者のみなさん ありがとうございました。

